

## 令和5年白老町議会議案説明会会議録

令和5年12月8日（金曜日）

開 会 午前10時02分

閉 会 午前11時36分

---

### ○議事日程

1. 白老町議会第2回定例会12月会議議案説明
- 

### ○会議に付した事件

1. 白老町議会第2回定例会12月会議議案説明
- 

### ○出席議員（14名）

1番 水口光盛君	2番 田上治彦君
3番 氏家裕治君	4番 長谷川かおり君
5番 西田祐子君	6番 前田弘幹君
7番 森山秀晃君	8番 佐藤雄大君
9番 貳又聖規君	10番 前田博之君
11番 森哲也君	12番 飛島宣親君
13番 広地紀彰君	14番 小西秀延君

---

### ○欠席議員（なし）

---

### ○説明のため出席した者の職氏名

総務課長	高尾利弘君
企画財政課長	増田宏仁君
政策推進課長	富川英孝君
税務課長	本間弘樹君
町民課長	久保雅計君
健康福祉課長	渡邊博子君
子育て支援課長	齋藤大輔君
高齢者介護課長	山本康正君
生活環境課長	三上裕志君
産業経済課長	工藤智寿君
農林水産課長	菊池拓二君
建設課長	瀬賀重史君
上下水道課長	舛田紀和君

学校教育課長	鈴木徳子君
生涯学習課長	伊藤信幸君
消防長	後藤悟君
病院事務長	村上弘光君

---

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	本間力君
主幹	小山内恵君

---

◎開会の宣告

○議長（小西秀延君） これより令和5年第2回定例会12月会議の議案等に関する議案説明会を開催いたします。

（午前10時02分）

---

○議長（小西秀延君） 定例会12月会議に町長から提案のあった議案は、各会計の補正予算7件、条例の一部改正7件、指定管理者の指定3件、固定資産評価委員の選任同意1件、合わせて18件であります。

順次、議案の説明をいただきます。日程第1、議案第1号 令和5年度白老町一般会計補正予算（第10号）の議案について説明をお願いいたします。

増田企画財政課長。

○企画財政課長（増田宏仁君） 議1-1をお開きください。議案第1号 令和5年度白老町一般会計補正予算（第10号）の説明をさせていただきます。

令和5年度白老町一般会計補正予算（第10号）は、歳入歳出それぞれ9億5,253万6,000円を追加し、総額を132億8,918万1,000円とするものであります。

3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」の1、歳入、4ページの2、歳出につきましては記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

次に、5ページ、「第2表 債務負担補正」につきましては、議案第15号、議案第16号、議案第17号の指定管理者の指定に伴う債務負担行為をそれぞれ追加するものであります。

次に、歳入歳出事項別明細書の2、歳出から説明をさせていただきますので、14ページ、15ページをお開きください。2款総務費、1項1目一般管理費、（1）庁舎管理経費190万2,000円の増額補正であります。光熱水費は電気料金の高騰による不足見込額を計上するもので、財源は一般財源であります。（2）番号制度運用事業1,185万8,000円の増額補正であります。委託料は行政のデジタル化を推進するため、戸籍法、住民基本台帳法、マイナンバー法等の改正により、戸籍附票及び住民票に氏名の振り仮名を記載する必要性が生じたことから、各システムの改修に要する経費を計上するもので、財源は全額国庫支出金の社会保障・税番号制度システム制度費補助金を充当いたします。

1項9目企画調整費、（1）ふるさと納税推進事務経費551万円の増額補正であります。今年度のふるさと納税の寄附額を10億円と見込み増額するもので、役務費及び委託料はワンストップ特例申請の処理及び寄附金受領証明書の発行に要する経費として増額をいたします。財源は一般財源であります。寄附金の一般寄附金を同額増額するものであります。（2）生活交通確保維持推進事業134万4,000円の増額補正であります。需用費は原油価格高騰による不足見込み分、使用料及び賃借料は公共交通回数券使用数の増による不足見込み分をそれぞれ計上するもので、財源は使用料の地域公共交通回数券使用料66万2,000円、一般財源68万2,000円を充当いたします。（3）ふるさと納税推進PR事業2億3,436万3,000円の増額補正であります。

ふるさと納税推進事務経費と同様に、今年度のふるさと納税の寄附金額を10億円と見込み増額するもので、報償費は寄附に対する返礼品費、委託料はポータルサイトの運用に要する経費として増額をいたします。財源は一般財源になりますが、寄附金の一般寄附金を同額増額するものであります。

1項17目諸費、(1)税等過誤納還付金等59万円の増額補正であります。次ページにわたりますが、法人町民税の予定納付分の還付について不足見込み分を増額するもので、財源は一般財源であります。

2項1目賦課徴収費、(1)賦課事務経費569万8,000円の増額補正であります。報酬及び共済費は人事院勧告に伴う会計年度任用職員の報酬単価増による増額、委託料は令和6年度から開始される森林環境税の課税及び道町民税の特別徴収税額通知書の電子化に対応するためのシステム改修に要する経費を計上するもので、財源は一般財源であります。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費、(1)物価高騰対策低所得世帯支援追加給付事業2億5,667万2,000円の新規計上は、私の説明の後に別途資料に基づき担当課長より説明をさせていただきます。

18ページをお開きください。1項2目老人福祉費、(1)介護予防支援事業所運営経費6万5,000円の増額補正であります。報酬及び職員手当等は人事院勧告に伴う会計年度任用職員の報酬単価増により増額となる経費を計上するもので、財源は諸収入の介護予防サービス計画作成収入を充当いたします。(2)介護保険事業特別会計繰出金267万9,000円の増額補正であります。介護保険事業特別会計における人事院勧告に伴う会計年度任用職員の報酬単価増により増額となる経費及び介護報酬改定等に伴うシステム改修に要する経費を事務費繰出金として計上するもので、財源は一般財源であります。(3)介護老人保健施設事業特別会計繰出金110万6,000円の新規計上であります。介護老人保健施設きたこぶしの廃止に伴う特別会計閉鎖にあたり、資金不足が発生する見込みであることから資金不足の解消に要する経費を繰り出しするもので、財源は一般財源であります。

1項3目身体障害者福祉費、(1)障害者自立支援給付経費1億1,157万円の増額補正であります。サービス利用者の増加に伴い、給付費等の不足見込み分を計上するもので、手数料は自立支援医療費及び介護給付費等の審査支払手数料の増、扶助費は医療用介護医療費、障害者介護給付費、児童デイサービス等給付費、障害者施設訓練等給付費、身体障害者(児)補装具費支給、障害者相談支援給付費をそれぞれ増額いたします。あわせて令和4年度障害児入所給付費、障害者自立支援給付費の補助金額確定に伴う国庫支出金、道支出金の返還金を計上するものであります。財源は国庫支出金の障害者医療費負担金48万1,000円、障害者自立支援給付費負担金5,276万1,000円、道支出金の障害者医療費負担金24万1,000円、障害者自立支援給付費負担金2,634万2,000円、一般財源3,174万5,000円を充当いたします。(2)地域生活支援事業経費63万7,000円の増額補正であります。委託料はサービス利用者の増による日中一時支援事業委託料の不足見込み分及び令和6年度に予定される障害福祉サービスの報酬改定に伴うシステム改修に要する経費、扶助費は申請者の増による日常生活用具等給付費の不足分を計上

するもので、財源は国庫支出金の地域生活支援事業補助金 11 万 2,000 円、障害者総合支援事業費補助金 13 万 7,000 円、道支出金の地域生活支援事業補助金 6 万 9,000 円、一般財源 31 万 9,000 円を充当いたします。(3) 聴覚障がい者支援事業 5 万 6,000 円の増額補正であります。委託料は、手話講座講師派遣委託料は利用回数が想定を下回る見込みであることから減額、手話通訳者派遣委託料は想定を上回る利用が見込まれることから増額、扶助費は難聴児補聴器購入費助成の利用が想定を下回る見込みであることから減額するもので、差引き 5 万 6,000 円の増額補正となるものであります。財源は国庫支出金の地域生活支援事業補助金 16 万 7,000 円の増、道支出金の地域生活支援事業補助金 10 万 2,000 円の増、地域づくり総合交付金 24 万 2,000 円の減、一般財源 2 万 9,000 円の増となります。

1 項 4 目乳幼児福祉費、(1) 乳幼児等医療費助成経費 168 万 7,000 円の増額補正であります。医療機関への受診件数の増加に伴い診査手数料及び扶助費がともに増加していることから不足見込み分を計上するもので、財源は道支出金の乳幼児医療費助成事業補助金 84 万 3,000 円、一般財源 84 万 4,000 円を充当いたします。

1 項 6 目総合保健福祉センター管理運営費、(1) 総合保健福祉センター管理運営経費 520 万 8,000 円の増額補正であります。需用費の燃料費は燃油価格高騰による不足見込み分、光熱水費は電気料金の高騰及び水道使用量の増加による不足見込み分、修繕料はデイサービスルームの自動ドア及び二階男子トイレの手洗いの修繕に要する経費、使用料は下水道の使用料増加に伴う不足見込み分を計上するもので、財源は一般財源であります。

22、23 ページをお開きください。1 項 7 目福祉館費、(1) 福祉館管理運営経費 21 万 2,000 円の増額補正であります。燃料費は燃油価格高騰による不足見込み分、修繕料は緑丘福祉館の消防用設備保守点検において、避難口誘導灯 2 基の不備が指摘されたことから当該誘導灯の修繕に要する経費を計上するもので、財源は一般財源であります。

2 項 1 目児童福祉総務費、(1) 放課後児童対策事業経費 126 万 7,000 円の増額補正であります。令和 4 年度の子ども・子育て支援交付金について、額の確定により概算で交付済みの交付金を返還する必要が生じたことから返還に要する経費を計上するもので、財源は一般財源であります。

2 項 2 目児童措置費、(1) 児童手当給付経費 8 万 3,000 円の増額補正であります。令和 4 年度の児童手当交付金について、額の確定により概算で交付済みの交付金を返還する必要が生じたことから返還に要する経費を計上するもので、財源は一般財源であります。

2 項 3 目ひとり親家庭等福祉費、(1) ひとり親家庭等医療費給付費 135 万 8,000 円の増額補正であります。医療機関の受診件数の増加に伴い診査手数料及び医療費扶助費がともに増加していることから不足見込み分を計上するもので、財源は道支出金のひとり親家庭医療給付事業補助金 67 万 9,000 円、一般財源も同額の 67 万 9,000 円を充当いたします。

2 項 4 目児童福祉施設費、(1) 特別保育事業経費 112 万 5,000 円の増額補正であります。委託料は一時預かり事業について、各園での利用者数の増加により当初の予算額に不足が生じる見込みであることから、余裕活用型、幼稚園型の一時預かり事業委託料をそれぞれ増額するも

ので、財源は国庫支出金の子ども・子育て支援交付金 37 万 3,000 円、道支出金の子ども・子育て支援交付金、同じく 37 万 3,000 円、一般財源 37 万 9,000 円を充当いたします。(2) 認定こども園運営等経費 3,006 万 7,000 円の増額補正であります。負担金は各園の利用児童数の増加により、給付費の当初予算額に不足が生じる見込みであることから、白老さくら幼稚園 1,767 万 2,000 円、緑丘保育園 507 万 5,000 円、海の子保育園 732 万円をそれぞれ増額するもので、財源は国庫支出金の子どものための教育・保育給付費負担金 1,043 万円、道支出金の子どものための教育・保育給付費負担金 697 万 9,000 円、一般財源 1,265 万 8,000 円を充当いたします。

(3) 保育所等広域入所経費 39 万 9,000 円の増額補正であります。負担金は本町に住民票のある幼児が新たに町外の認定こども園に入園したことに伴い、当該こども園への給付費を計上するもので、財源は国庫支出金の子どものための教育・保育給付費負担金 15 万 3,000 円、道支出金の子どものための教育・保育給付費負担金 13 万円、一般財源 11 万 6,000 円を充当いたします。(4) 保育所等感染予防対策事業 1 万 2,000 円の増額補正であります。令和 4 年度の新型コロナウイルス感染症対策支援事業補助金について、額の確定により概算で交付済みの交付金を返還する必要があることから返還に要する経費を計上するもので、財源は一般財源であります。(5) 保護者負担補助事業 24 万 3,000 円の増額補正であります。本事業は子育て支援策として保護者負担の軽減を図るため、食費が徴収される世帯に対し全額補助するものでありますが、対象児童数が当初予算の見込みより増加したことから不足分を増額補正するもので、財源は繰入金のみと GENKI 応援寄附金基金繰入金を充当いたします。

4 款環境衛生費、1 項 1 目地域保健費、(1) 国民健康保険事業特別会計繰出金 63 万円の減額補正であります。国民健康保険事業特別会計における事務費負担金分の整理に伴う減額で、財源は一般財源の減であります。(2) 先進医療不妊治療費助成事業 15 万 1,000 円の新規計上であります。本事業は令和 5 年度道議会第 2 回定例会において、先進医療を用いた不妊治療が保険適用となるまでの間、治療費用及び交通費の一部を助成する北海道不妊治療等助成事業の予算が可決されたことに伴い、先進医療費のうち助成対象の上限を 5 万円とし、本人負担分 10 分の 3 を除いた額の 2 分の 1 を北海道、2 分の 1 を実施主体となる市町村が負担するもので、件数を 3 件と見込み扶助費を計上いたします。財源は道支出金の北海道不妊治療等助成事業補助金 7 万 5,000 円、一般財源 7 万 6,000 円を充当いたします。なお、本事業の説明資料を議案とは別に配付しております。A 4 の 1 枚ものの資料を配付しておりますのでご参照願います。

1 項 3 目予防費、(1) 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業 37 万 8,000 円の増額補正であります。報酬、給料、職員手当等及び負担金は、人事院勧告に伴う会計年度任用職員の報酬単価増並びに勤務日数の増による増額。委託料は医療廃棄物の廃棄処分に要する経費を増額するもので、財源は国庫支出金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保補助金を充当します。

2 項 1 目環境衛生諸費、(1) 有害昆虫・鳥獣駆除対策経費 36 万 6,000 円の増額補正であります。報酬は人事院勧告に伴う会計年度任用職員の報酬単価増並びに勤務日数の増による増額分、委託料は死亡鳥獣の増加に伴う不足見込み分を計上するもので、財源は一般財源であります。

す。(2) 愛がん動物管理対策経費 4 万 7,000 円の増額補正であります。燃料費は燃油価格の高騰による不足見込み分を計上するもので、財源は一般財源であります。

2 項 3 目火葬場費、(1) 白老葬苑管理経費 50 万円の増額補正であります。消耗品費は消防用設備の点検において消火器の不備が指摘されたことから、消火器の入れ替えに要する経費。燃料費は燃油価格の高騰による不足見込み分を計上するもので、財源は一般財源であります。

2 項 4 目墓園費、(1) 白老霊園管理事務所屋根改修事業 117 万 7,000 円の減額補正であります。事業完了により入札差金の整理を行うもので、財源は繰入金のふるさと GENKI 応援寄附金基金繰入金の減であります。

28 ページをお開きください。3 項 2 目塵芥処理費、(1) 環境衛生センター運営経費 83 万 6,000 円の増額補正であります。消耗品費は消防用設備の点検において消火器の不備が指摘されたことから、消火器の入れ替えに要する経費、光熱水費は電気料金の高騰による不足見込み分の増額。備品購入費は給水井戸用ポンプの故障により代替ポンプを購入する経費を計上するもので、財源は一般財源であります。

4 項 1 目病院事業費、(1) 国民健康保険病院事業会計繰出金等 9,000 万円の増額補正であります。経営状況が厳しいことから資金不足解消分として追加繰り出しをするものであります。財源は一般財源であります。財政調整基金から同額を繰入れするものであります。

6 款農林水産業費、2 項 1 目林業振興費、(1) 森林環境整備事業 8 万 7,000 円の増額補正であります。給料及び職員手当等は人事院勧告に伴う会計年度任用職員の報酬単価増により増額となる経費を計上するもので、財源は繰入金の森林環境譲与税基金繰入金を充当いたします。

2 項 2 目白老ふるさと 2000 年ポロトの森管理費、(1) ポロトの森環境整備事業 286 万円の増額補正であります。工事請負費はポロトの森インフォメーションセンタートイレについて、男子トイレのフラッシュバルブ交換及び男子トイレ、女子トイレ、多目的トイレの大便器の温水洗浄便座化に要する経費を計上するもので、財源は一般財源であります。

8 款土木費、2 項 1 目道路維持費、(1) 道路施設維持補修経費 344 万 2,000 円の増額補正であります。修繕料は街路灯不点箇所 14 か所の修繕を行うもので、財源は一般財源であります。

5 項 3 目公園費、(1) 公園施設維持管理経費 14 万円の増額補正であります。報酬及び職員手当等は人事院勧告に伴う会計年度任用職員の報酬報酬単価増により増額となる経費を計上するもので、財源は一般財源であります。

6 項 2 目住宅管理費、(1) 町営住宅改修事業は財源振替であります。日の出団地換気設備改修事業について、財源として特定防衛施設周辺整備調整交付金及び一般財源を充当して事業の実施を予定しておりましたが、北海道防衛局との最終的な協議の結果、当該交付金の充当が不可能となったことから、財源を公共施設等整備基金繰入金に振替えるものであります。財源は国庫支出金の特定防衛施設周辺整備調整交付金が 1,329 万 2,000 円の減、一般財源が 281 万 2,000 円の減、繰入金の公共施設等整備基金繰入金が増となります。

32、33 ページをお開きください。9 款消防費、1 項 1 目常備消防費、(1) 消防本部運営経費 61 万円の増額補正であります。消耗品費は令和 5 年当初予算において次年度採用予定者 1 名

として新規採用職員用制服等の貸与品購入経費を計上しておりましたが、採用予定者が3名に増員したことから、予算措置のされていない残り2名分の貸与品購入経費を計上するもので、財源は一般財源であります。(2) 消防活動経費7万円の増額補正であります。燃料費は燃油価格の高騰による不足見込み分を計上するもので、財源は一般財源であります。(3) 常備消防施設維持管理経費60万円の増額補正であります。燃料費は燃油価格の高騰による不足見込み分、光熱水費は電気料金の高騰による不足見込み分を計上するもので、財源は一般財源であります。

1項2目非常備消防費、(1) 消防団活動経費70万円の減額補正であります。報酬はコロナ禍の影響により実施を見送った事業分の消防団員出動報酬を減額するもので、財源は一般財源の減となります。

1項3目消防施設費、(1) 消防水利維持保全経費240万円の増額補正であります。修繕料は消防水利点検の結果、消火栓3基が経年劣化及び腐食により修繕が必要な状態であることから、修繕に要する経費を計上するもので、財源は一般財源であります。

1項4目災害対策費、(1) 防災センター管理経費39万1,000円の増額補正であります。燃料費は燃油価格の高騰による不足見込み分、光熱水費は電気料金の高騰による不足見込み分を計上するもので、財源は国庫支出金の防災センター管理委託金を充当いたします。

34、35ページをお開きください。10款教育費、1項2目事務局費、(1) 教育委員会事務局経費23万7,000円の増額補正であります。消耗品費はコピー用紙の単価増及び使用量の増による不足見込み分、燃料費は燃油価格の高騰による不足見込み分を計上するもので、財源は一般財源であります。

1項4目指導厚生費、(1) 教職員研修経費20万6,000円の減額補正であります。補助金は白老町教育研究会の補助金の額確定による減額で、財源は一般財源の減となります。(2) 教職員福利厚生経費17万4,000円の減額補正であります。委託料は学校職員定期健康診断委託料の今後の執行見込による減額で、財源は一般財源の減となります。

1項5目諸費、(1) 中学校部活動指導員配置促進事業332万8,000円の減額補正であります。報酬は当初の見込みより部活動指導員の任用が進まなかったことによる減額で、財源は国庫支出金の部活動指導員配置促進事業補助金110万9,000円、道支出金の部活動指導員配置促進事業補助金110万9,000円、繰入金のふるさとGENKI応援寄附金基金繰入金111万円の減となります。(2) 特別支援教育支援員配置事業35万5,000円の増額補正であります。報酬は人事院勧告に伴う会計年度任用職員の報酬単価増により増額となる経費を計上するもので、財源は繰入金のふるさとGENKI応援寄附金基金繰入金を充当いたします。

2項1目学校管理費、(1) 小学校施設管理経費200万3,000円の増額補正であります。光熱水費は電気料金の高騰による不足見込み分を計上するもので、財源は一般財源であります。(2) 小学校施設整備事業137万5,000円の減額補正であります。白老小学校電気設備改修事業の事業完了により入札差金の整理を行うもので、財源は一般財源の減となります。

2項2目教育振興費、(1) 小学校教育振興一般経費23万7,000円の増額補正であります。報酬は人事院勧告に伴う会計年度任用職員の報酬単価増により増額となる経費を計上するもの

で、財源は一般財源であります。(2)小学校遠距離通学支援経費4万円の増額補正であります。補助金は年度途中の転校により、遠距離通学支援の対象となる児童が増加したことから不足見込み分を計上するもので、財源は一般財源の増となります。(3)小学校姉妹校交流推進事業経費19万4,000円の減額補正であります。補助金は白老小学校と仙台市片平丁小学校との姉妹校交流について、両校の協議により今年度の事業実施を見送ったことから不用額を減額するもので、財源は一般財源の減となります。

3項1目学校管理費、(1)中学校運営経費11万4,000円の増額補正であります。通信運搬費は新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う学校行事の活性化により、電話での調整連絡等が増加したことから、電話料の不足見込み分を計上するもので、財源は一般財源の増となります。(2)中学校施設管理経費227万7,000円の増額補正であります。燃料費は燃油価格の高騰による不足見込み分、光熱水費は電気料金の高騰による不足見込み分を計上するもので、財源は一般財源であります。

4項2目公民館費、(1)公民館管理運営経費228万2,000円の増額補正であります。光熱水費は電気料金の高騰による不足見込み分、備品購入費は萩野公民館多目的ホールの放送設備が故障により使用できない状況となったことから、代替の放送設備を購入する経費を計上するもので、財源は一般財源であります。(2)白老コミュニティセンター昇降機改修事業57万6,000円の新規計上であります。工事請負費は白老コミュニティセンター昇降機について、バッテリーの劣化により停電時に正常にエレベーターが作動しないおそれがあることから、バッテリー交換等の改修に要する経費を計上するもので、財源は一般財源であります。

4項3目図書館費、(1)図書等購入経費10万円の増額補正であります。苫小牧地方法人白老地区会様及び新和産業株式会社様より指定寄附があったことから、寄附金を財源として増額するものであります。

4項4目文化財保護費、(1)史跡白老仙台藩陣屋跡第2次環境整備事業7万3,000円の増額補正であります。報酬は人事院勧告に伴う会計年度任用職員の報酬単価増により増額となる経費を計上するもので、財源は繰入金ふるさとGENKI応援寄附金基金繰入金を充当いたします。

4項5目仙台藩白老元陣屋資料館管理費、(1)資料館運営経費5万円の増額補正であります。報償費は資料館友の会解説員謝礼について、これまでの稼働が当初想定よりも多いことから不足見込み分を計上するもので、財源は一般財源であります。

13款給与費、1項1目給与費、(1)職員等人件費3,697万5,000円の増額補正であります。令和5年度人事院勧告に基づく法律改正に伴う条例改正により一般職については、若年層に重点を置きながら給料を平均1.1%引き上げるとともに、期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.05月分引き上げること。また、特別職については期末手当を0.1月分引き上げることから、必要な給料、職員手当及び共済費を増額するものであります。財源は一般財源であります。当初人件費の特定財源としていた介護予防サービス計画策定収入6万5,000円を本補正予算に計上した介護予防支援事業所運営経費の財源としたことから、6万5,000円を一般財源に振り替え、

一般財源の増額は3,704万円となります。

41 ページをお開きください。14 款諸支出金、1 項1 目基金管理費、(1) 各種基金積立金1 億3,641 万2,000 円の増額補正であります。特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金積立金1,750 万円は、次年度以降の教育に関する事業の実施財源として、特定防衛施設周辺整備調整交付金の積立、ふるさとGENKI 応援寄附金基金1 億1,571 万2,000 円は、8 月から10 月までの3 か月分の指定寄附金2 億3,141 万4,000 円のうちおおむね2 分の1 を積立てるものであります。次に、子ども夢基金積立金5 万円は新和産業株式会社様からの指定寄附、産業振興基金積立金200 万円は、株式会社敷島ファーム様及び山下弘様からの指定寄附、まち・ひと・しごと創生基金積立金115 万円は、企業版ふるさと納税として、医療法人社団三好耳鼻咽喉科クリニック様から15 万円、株式会社 Souplesse 様から50 万円、株式会社内田洋行様から50 万円の寄附分であります。

以上で歳出の説明を終わりました、歳入の一般財源の説明をさせていただきます。

12、13 ページにお戻りください。20 款繰入金、1 項6 目財政調整基金繰入金1 億5,521 万4,000 円は、国の重点交付金を活用して実施する物価高騰対策低所得世帯支援追加給付事業の交付金一時立替分として6,521 万4,000 円、病院事業会計への追加繰出金分9,000 万円の合計1 億5,521 万4,000 円を繰入れするものであります。

続きまして、21 款繰越金、1 項1 目繰越金、前年度繰越金1 億1,626 万8,000 円の増額であります。歳出総額に対する不足額のうち財政調整基金繰入金以外の一般財源不足分を計上するものであります。これによりまして繰越金の留保額は4,310 万6,000 円となります。

議案第1 号の説明は以上であります。

続きまして、お手元に別途お配りしている資料のうち、水色の表紙の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業と書かれた資料を御覧ください。資料1 につきましては、今回交付される臨時交付金の概要をまとめた資料となります。

1、全体概要につきましては、記載のとおりですので詳しい説明は省略いたしますが、新型コロナウイルス対応から、物価高騰対応へ国の位置づけが変更になったということでご理解をいただきたいと思っております。

2、配分額につきましては、低所得世帯支援枠として1 億9,145 万8,000 円。自治体が発行する事業を決定する推奨事業メニュー分として5,197 万6,000 円の配分額となっております。

3、対象事業につきましては、低所得者世帯への支援や子育て世帯への支援、それから商品券の発行による消費の下支えを追加支援のほか、事業者への支援なども国の推奨メニューとして示されている状況であります。

続いて、次のページ、4、令和5 年度の状況につきましては、既に交付済みの交付金の状況も合わせて整理をしております。第1 回の交付分につきましては、既に補正予算に計上し事業を実施しているところであります。11 月29 日追加分と書かれている低所得世帯支援枠につきましては、本補正予算にて計上しております。推奨事業メニュー分につきましては、交付金の取扱い等を国のほうへ確認しながら、今後の補正予算にて計上する予定をしております。

なお、低所得世帯支援枠として示されている交付限度額につきましては、令和3年度に実施した非課税世帯向け給付金の給付世帯数をベースとし、その7割を算定基礎として交付限度額が示されているものであります。事業の完了後、実績に応じまして足りない分の交付限度額が追加配分されるものであります。

私からの説明は以上であります。

○議長（小西秀延君） 渡邊健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊博子君） 物価高騰対策低所得世帯支援追加交付事業について説明をいたします。事業費は2億5,667万2,000円、財源内訳として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が1億9,145万8,000円、一般財源が6,521万4,000円となっております。

事業目的です。エネルギー・食料品等の物価高騰による負担が増加し、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯に給付金を支給することで、生活を支援し影響の緩和を図るものでございます。

事業概要でございます。給付対象者、基準日を令和5年12月1日に設定しまして、基準日において住民基本台帳に記載されている住民税非課税世帯でございます。

なお、この事業につきましては夏以降に3万円の給付金を支給しておりますが、その追加事業となっております。給付金の金額につきましては、1世帯当たり7万円でございます。

実施方法です。（1）3万円を既に受給された方につきましては、プッシュ型による支給を行います。予算成立後、可能な限り速やかに「支給のお知らせ」を送付いたします。「支給のお知らせ」送付後に一定期間口座変更と受取辞退を申し出る期間を設けまして、届出がないことを確認し、口座振込にて給付いたします。（2）令和5年6月2日以降に世帯主変更、転入等により確認が必要な方につきましても、予算成立後、可能な限り速やかに「確認書」の送付を開始いたします。対象世帯からの「確認書」を受領後、審査し随時口座振込にて給付をいたします。確認書の受付期間は令和6年2月29日までといたします。（3）DV等により避難されている方等につきましては、申請が必要となります。「申請書」を受領後、審査し随時口座振込にて給付の予定です。こちらの申請書の受付期間も令和6年2月29日までといたします。

事業費の内訳ですが、交付金・給付金として7万円を3,600件、合計2億5,200万円と見込んで計算しております。その他の科目につきましては記載のとおりで、合計2億5,667万2,000円となっております。

事業効果は、エネルギー・食料品等の物価高騰における低所得世帯の生活の安定化が図られるものでございます。

○議長（小西秀延君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第1号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要がある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第1号の議案説明を終わります。

日程第2、議案第2号 令和5年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の

議案について説明をお願いいたします。

久保町民課長。

○町民課長（久保雅計君） 議2-1をお開きください。議案第2号でございます。令和5年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ56万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億5,785万4,000円とする補正でございます。

次に、2ページから3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、記載のとおりでございますので説明は省略させていただきます。

次に、歳入歳出事項別明細書の歳出から説明させていただきます。6ページをお開きください。1款総務費、1項1目一般管理費、（1）国保運営経費につきましては、マイナンバーカードと保険証の一体化に係る制度改正周知のリーフレット作成に要した需用費の6万5,000円の増であり、財源につきましては国庫支出金の制度関係事業費補助金を6万4,000円、一般会計繰入金を1,000円充当するものでございます。

続きまして、2項1目賦課徴収費、（1）徴収事務職員経費につきましては、人事院勧告による会計年度任用職員の給料の見直しや決算見込みによる給料25万7,000円の増、職員手当等は26万1,000円の減で合計4,000円の減であり、財源の一般会計繰入金も減額するものでございます。（2）賦課徴収事務経費につきましても人事院勧告に伴う増及び決算見込みによる9万8,000円の減で、財源の一般会計繰入金も減額するものであります。

4項1目医療費適正化特別対策事業費、（1）レセプト点検経費につきましても、人事院勧告による会計年度職員の給料の見直しや決算見込みにより給料14万4,000円の増、職員手当等12万円の減、共済費1万4,000円の減で合計1万円の増であり、財源の一般会計繰入金も増額するものであります。

続きまして8ページになります。6款保険事業費、1項1目特定健康診査等事業費、（1）特定健康診査事業経費につきましても人事院勧告に伴う会計年度任用職員の報酬6,000円増で、財源の一般会計繰入金も増額するものでございます。（2）特定健康診査等未受診者対策事業経費につきましても、人事院勧告による会計年度任用職員の給料の見直しや決算見込による給料5万6,000円の増、職員手当等41万1,000円の減、共済費15万7,000円の減、負担金1,000円の減、合計51万3,000円の減であり、財源の一般会計繰入金も減額するものであります。

続きまして、2項1目保健衛生普及費、（1）国保保健指導事業経費につきましても、同じく人事院勧告による会計年度任用職員の給料の見直しや決算見込みにより給料28万8,000円の増、職員手当等24万7,000円の減、共済費7万3,000円減の合計3万2,000円の減であり、財源の一般会計繰入金も減額するものであります。

次に、歳入でございます。4ページにお戻りください。2款国庫支出金、1項3目制度関係業務事業費補助金は、歳出でも説明したとおり6万4,000円の増額補正であります。

続きまして、5款繰入金、1項1目一般会計繰入金は、歳出の各事業分の合計63万円の減額補正でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（小西秀延君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第2号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要がある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第2号の議案説明を終わります。

日程第3、議案第3号 令和5年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の議案について説明をお願いいたします。

久保町民課長。

○町民課長（久保雅計君） 議案第3号でございます。議3-1をお開きください。令和5年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳出のみの補正となります。

次に、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、歳出のみの記載でございますので説明を省略させていただきます。

次に、歳入歳出事項別明細書の歳出の説明をさせていただきます。4ページとなります。1款総務費、2項1目徴収費、(1)賦課徴収事務経費につきましては、人事院勧告に伴う会計年度任用職員の報酬の増額4,000円、決算見込みによる旅費の費用弁償2,000円の減、需用費の印刷製本費1,000円の減、役務費の通信運搬費1,000円の減で合計がゼロ円の補正であり、財源が全て一般会計繰入金であることから、歳入の補正はないものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（小西秀延君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第3号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要がある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第3号の議案説明を終わります。

日程第4、議案第4号 令和5年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の議案について説明をお願いいたします。

山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） 議4-1をお開きください。議案第4号でございます。令和5年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ485万6,000円を増額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ25億571万2,000円とする補正でございます。

次に、2ページから3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、記載のとおりですので説明を省略させていただきます。

次に、歳入歳出事項別明細書の歳出から説明させていただきます。6ページをお開きください。1款総務費、1項1目一般管理費は362万5,000円の増額補正でございます。人事院勧告

に基づく会計年度任用職員の給料、職員手当等、共済費の増額と介護報酬の改定に伴うシステム改修委託料の計上でございます。財源は国庫補助金及び一般会計からの繰入金になります。

続きまして、3項2目認定調査費は75万4,000円の増額補正です。こちらにも人事院勧告に基づく会計年度任用職員の給料、職員手当等、共済費の増額になります。財源は一般会計からの繰入金になります。

次のページをお開きください。3款地域支援事業費、1項3目一般介護予防事業費は33万1,000円の増額になります。こちらにつきましても人事院勧告に基づく会計年度任用職員の給料、職員手当等、共済費の増額になります。財源は一般会計及び基金からの繰入金となります。

続きまして、2項1目総合相談事業費は7万1,000円の増額です。こちらにも同じく人事院勧告に基づく増額になってございます。財源は一般会計及び基金からの繰入金となります。

次のページをお開きください。2項7目認知症総合支援施策事業費は7万5,000円の増額です。こちらにつきましても人事院勧告に基づく会計年度任用職員の給料等の増額になります。財源は一般会計及び基金からの繰入金となります。

続きまして、歳入を説明します。4ページ、5ページをお開きください。3款国庫支出金、2項6目介護保険事業費補助金は歳出で説明したシステム改修に伴う国交補助金170万円でございます。

7款繰入金、1項2目地域支援事業繰入金（総合事業）から、5目その他一般会計繰入金まで及び2項1目介護保険基金繰入金の増額につきましては、歳出で説明したシステム改修委託料の経費と人事院勧告に基づく職員の給料等の増額を見ているものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（小西秀延君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第4号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要がある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第4号の議案説明を終わります。

日程第5、議案第5号 令和5年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）の議案について説明をお願いいたします。

村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） 議5-1をお開き願います。議案第5号、令和5年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ財源振替となっております。

次に、2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、記載のとおりですので説明を省略させていただきます。

続きまして、6ページをお開きください。歳入歳出事項別明細書の歳出から説明させていただきます。1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費ですが、財源区分となる施設介護サービス費の減額分110万6,000円について、同額を一般会計から繰入れを受ける財源振替の内

容となっております。

次に、4ページにお戻りください。歳入でございます。白老町立介護老人保健施設事業特別会計は、さきの定例会11月会議において、特別会計を廃止する条例の制定について可決をいただいた事業でございます。年度中途における入所者不在に伴う介護サービス費の収入の減額分110万6,000円は、前年度繰越金を差し引いた最終的な資金不足となっております。歳出で説明させていただいた内容と同様、同額を一般会計から繰入れを受ける財源振替の内容となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（小西秀延君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第5号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要がある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第5号の議案説明を終わります。

日程第6、議案第6号 令和5年度白老町水道事業会計補正予算（第1号）の議案について説明をお願いいたします。

舩田上下水道課長。

○上下水道課長（舩田紀和君） 議6-1、議案第6号を御覧ください。令和5年度白老町水道事業会計補正予算（第1号）について説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、現在の浄水場運転業務委託が今年度末をもちまして、5か年の期間満了を迎えることに伴い、次期5か年の業務委託を進めるにあたり、事前に定めておくことが必要となる債務負担行為の実行期間、限度額、この設定を行うための補正でございます。

内容につきましては、白老町浄水場等運転管理業務委託に伴う債務負担行為でございまして、期間は令和6年度から令和10年度までの5か年、限度額は3億4,829万9,000円であります。

続いて、議6-2をお開きください。こちらの債務負担行為に関する調書は記載のとおりでありますので説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（小西秀延君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第6号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要がある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第6号の議案説明を終わります。

日程第7、議案第7号 令和5年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）の議案について説明をお願いいたします。

村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） 議7-1をお開き願います。議案第7号でございます。令和5年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）について説明いたします。

まず、第2条の収益的収支の予定額でございます。収入、第1款の病院事業収益につきましては、既決予定額9億2,949万6,000円に1億1,056万9,000円を追加し、10億4,006万5,000円を増額補正する内容でございます。

次に、支出、第1款の病院事業費用につきましては、既決予定額9億2,949万6,000円に5,630万円を追加し、9億8,579万6,000円を増額補正する内容でございます。

続いて、第3条の資本的収支の予定額でございます。収入、第1款の資本的収入につきましては、既決予定額29億7,500万円に523万9,000円を追加し、29億8,023万9,000円を増額補正する内容でございます。

次に、支出、第1款の資本的支出につきましては、既決予定額29億9,265万8,000円に602万2,000円を追加し、29億9,868万円と増額補正する内容でございます。

次に、議7-2、議7-3でございます。こちらの令和5年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算実施計画書につきましては、記載のとおりでございますので説明は省略させていただきます。

次に、議7-4でございます。こちらの令和5年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算説明書の内容について説明申し上げます。

収益的収入に関する表でございます。補正予算の内訳につきましては、3点ありまして、1点目でございます。1款病院事業収益、1項医療収益、1目入院収益、2目外来収益、3目その他医業収益で合計3,956万9,000円を増額補正でございます。12月1日付で50代の内科常勤医師1名を採用したことにより、12月から今年度末までの4か月間における医業収益を見込んだものでございます。

次に、2点目、1款病院事業収益、2項医業外収益、2目他会計補助金で9,000万円の増額補正でございます。経営改善が急がれる病院事業会計でございますが、令和5年度11月末現在で、1日平均入院患者数が12.6名、前年度比マイナス2.1名となるなど現状経営面での苦戦が強いられており、資金不足解消のため一般会計から追加繰入れを見込んだものでございます。

3点目、1款病院事業収益、2項医業外収益、3目その他医業外収益で1,900万円の減額補正でございます。毎年度末に介護老人保健施設事業特別会計から町立国民健康保険病院事業会計へ繰入れしている負担金について、介護老人保健施設きたこぶしの閉鎖に伴い今年度は見込めないことによる減額補正でございます。

なお、収益的収入の補正予算の合計額については1億1,056万9,000円となっております。

次のページ、議7-5でございます。収益的支出に関する表でございます。補正予算の内容について順に説明させていただきます。1款病院事業費用、1項医業費用、1目給与費で合計2,988万6,000円を増額補正でございます。内訳といたしまして3点ございます。1点目、12月1日付で医師1名を採用したことによる人件費の増額として856万4,000円。2点目、老健施設廃止に伴い看護師3名、ケアマネジャー1名の病院事業会計への異動に伴う人件費の増額として1,527万円。3点目、人事院勧告に伴う増額分として605万2,000円の合計2,988万6,000円を増額補正となっております。

次に、1款病院事業費用、1項医業費用、2目経費で2,641万4,000円の増額補正でございます。内訳として3点ございます。1点目、10月から週3日、外来診療や健診、救急業務を主体として派遣医師1名を配置したことによる増額費用分、報償費、旅費等で1,991万4,000円。

2点目、老健施設の廃止に伴う給食業務委託料、寝具類の賃借料等の病衣移管に伴う増額費用として600万円。

3点目、病院改築に伴う病院周辺の交通制限により夜間通行時の危険回避に伴う照明器具等の設置費用として、工事請負費50万円。合計2,641万4,000円の増額となっております。

なお、収益的支出の補正予算の合計額については5,630万円となっております。

次に、議7-6をお開きください。さきに上段の資本的収入の説明でございますが、医療機器5台の更新費用として防衛省の特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用するものであり、523万9,000円の増額補正となっております。

次に、下段の資本的支出の説明ですが、医療機器5台の更新に伴う費用として602万2,000円の増額補正となっております。

なお、この医療機器の内訳でございますが、主に町立病院の救急室や検査室において使用するストレッチャー、心電計、内視鏡洗浄装置等の更新に伴う費用であり、令和7年5月開設予定の新病院においても引き続き使用可能な医療機器となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（小西秀延君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第7号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第7号の議案説明を終わります。

日程第8、議案第8号 職員の給与に関する条例及び白老町の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての3議案について、一括して説明をお願いいたします。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 議8-1をお開きください。議案第8号でございます。職員の給与に関する条例及び白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

議案説明でございます。議8-14をお開きください。令和5年8月7日人事院は、官民給与の格差を是正するため国家公務員に係る給与の改正を行うことが必要であるとして、月例給平均1.1%の引上げ、特別給（期末勤勉手当）の支給月数を0.1月分の引上げ等の勧告を行った。

国においては、勧告どおり実施することとする法律改正が行われたことから、本町においてもこれに準じて改正を行い、本年4月からの官民の年間給与を均衡させる観点から、令和6年

1 月期で所要の調整を行うため、関係条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正の内容を説明資料に基づいて説明いたします。議 8 -19 の次のページをお開きください。議案第 8 号から第 10 号の説明資料でございます。職員の給与に関する条例等の一部改正の概要でございます。まず、令和 5 年の人事院勧告のポイントでございます。月例給、ボーナスともに引上げでございます。①民間給与との格差 (0.96%) を解消するため、1.1% の給与水準の引上げを行うものであります。②ボーナスを 0.1 月分引上げ、期末手当及び勤勉手当に配分するものでございます。

以上の給与に関する勧告によりまして、1、給料表の改定を行うもので、①行政職給料表に民間の初任給との差があること等を踏まえ、大卒初任給を 1 万 1,000 円、高卒初任給を 1 万 2,000 円引上げ、若年層を重点的に引き上げるものでございます。平均改定率は 1.1% となっております。②その他の給料表の医療職給料表 (二) 及び (三) につきましても、行政職給料表との均衡を基本に改定するものでございます。また、一般職の特定任期付職員の給料表についても改定するものでございます。

2、職員の期末手当・勤勉手当の改正でございます。①一般職の年間の支給月数を 0.1 月分引上げ、4.40 月分を 4.50 月分に改めるものでございます。②定年前再任用短時間勤務職員の年間支給月数を 0.05 月分引上げ、2.3 月分から 2.35 月分に改めるものでございます。③一般職については引上げ分を期末手当と勤勉手当に 0.05 月分ずつ配分し、定年前再任用短時間勤務職員については、引上げ分を期末手当と勤勉手当に 0.025 月分ずつ配分するものでございます。④一般職の本年度分の 0.1 月分は 12 月期の期末手当及び勤勉手当に配分し、令和 6 年度以降は 6 月期及び 12 月期の期末手当及び勤勉手当に均等に配分するものでございます。⑤定年前再任用短時間勤務職員の本年度分の支給方法等につきましては、一般職と同様になってございます。次のページになります。これらの支給月数の会計内容につきましては表のとおりでございます。

3、特別職の期末手当でございます。①町長、副町長、教育長の特別職並びに②議会議員の皆様様の期末手当についても、一般職の職員の支給割合に準拠して 0.1 月分を引き上げる改正を行うものであります。また、支給方法等については職員と同様になってございます。特別職と議員の皆さんの条例改正は議案第 9 号、第 10 号で提案させていただいております。

4、実施時期でございます。①給料表の改定でございますが、令和 5 年 4 月 1 日に遡って適用します。②期末・勤勉手当の改定ですが、本年度の改定分については令和 5 年 4 月 1 日に遡って適用し、令和 6 年分の改定は令和 6 年 4 月 1 日から適用いたします。③差額の支給でございますが、給料表の改定、期末・勤勉手当の改定分の遡及適用による差額分は、令和 6 年 1 月の給与支給日に合わせて支給するものでございます。これらの施行日、適用日につきましては、一部改正条例の附則の第 1 項から第 3 項で整備してございます。附則の朗読は省略させていただきます。

次のページになります。5、改定による影響見込みでございますが、①職員については全会計で 1,390 万 2,000 円、期末勤勉手当は 1,311 万 6,000 円、合計で 2,701 万 8,000 円となっております。②理事者につきましては期末手当 31 万 5,000 円、③議会議員につきましては期末

手当 36 万 6,000 円と試算してございます。この増額分を踏まえまして、このたびの補正予算において一般会計の職員分と理事者分の所要の額を提案させていただいております。

以上で議案第 8 号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議 9－1 をお聞きください。議案第 9 号でございます。特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

議 9－3 をお聞きください。議案説明でございます。

令和 5 年 8 月 7 日、人事院は、官民給与の格差を是正するため国家公務員に係る給与等の改定を行うこと必要があるとして、月例給の平均 1.1%の引上げ、特別給（期末勤勉手当）の支給月数 0.1 月分の引上げ等の勧告を行った。国においては、勧告どおり実施することとする法律改正が行われたことから、一般職の期末勤勉手当の支給割合に準拠している特別職の職員で常勤のもの期末手当の支給割合についても国に準じるため、本条例の一部を改正するものでございます。なお、令和 5 年度の期末手当は、0.1 月分の引上げを 1 月支給分にて行い、令和 6 年度以降の期末手当は 6 月分及び 12 月分を均等に支給することとし、それぞれ 2.25 月分に改正するものでございます。

次に、新旧対照表について説明いたします。改正後の欄を御覧ください。期末手当の 100 分の 225 は令和 6 年の 6 月、12 月分の支給月数として改正するものでございます。

令和 5 年 12 月分の支給月数は附則第 2 項に規定しておりまして、議 9－1 に戻っていただきます。附則でございます。

施行期日等、第 1 項、この条例は、公布の日から施行し、令和 5 年 12 月 1 日から適用する。

第 2 項、令和 5 年 12 月 1 日を基準日に支給される期末手当に限り、この条例による改正後の特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例第 4 条第 2 項中「100 分の 225」とあるのは「100 分の 230」とする。

期末手当の内払い、第 3 項、改正前の特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の規定に基づき、この条例の施行の期日までの間に支払われた期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払いとみなす。

以上で議案第 9 号の説明を終わります。

続きまして、議 10－1 をお聞きください。議案第 10 号でございます。議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

議 10－3 をお聞きください。議案説明でございます。

令和 5 年 8 月 7 日、人事院は、官民給与の格差を是正するため国家公務員に係る給与等の改定を行うことが必要であるとして、月例給 1.1%の引上げ、特別給（期末勤勉手当）の支給月数 0.1 月分の引上げ等の勧告を行った。国においては、勧告どおり実施することとする法律改正が行われたことから、一般職の期末勤勉手当の支給割合に準拠している議会議員の期末手当の支給割合についても国に準じるため、本条例の一部を改正するものであります。なお、令和 5 年度の期末手当は 0.1 月分の引上げを 1 月支給分にて行い、令和 6 年度以降の期末手当は 6 月分及び 12 月分を均等に支給することとし、それぞれ 2.25 月分に改正するものでございます。

先ほど、議案第9号で説明しました内容と同様でございますので、新旧対照表及び附則についての説明は省略させていただきます。

以上で議案第8号から第10号までの説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（小西秀延君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第8号及び第9号並びに第10号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

9番、貳又聖規議員。

○9番（貳又聖規君） 議案第8号の説明資料、3ページの5の改定による影響見込みであります。①職員全会計の給与増額というところがございます。それと、説明のあった13款給与費の補正の部分、39ページを対比するとちょっと額が違っていると、会計年度任用職員のほうが給与の補正予算でいくと1,071万9,000円、こちらの3ページの資料でいくと会計年度任用職員の給与の増額は357万7,000円となっておりますので、相違について説明いただきたいと思えます。

○議長（小西秀延君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 給与費でみている部分はあくまでも一般会計だけなので、影響見込額については全会計出します。それぞれ説明の中で会計年度任用職員の増額補正がされていたと思うのですが、そちらのほうを全部合わせた分が影響見込額として、期末手当を合わせて2,700万円ということになります。

○議長（小西秀延君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時16分

---

再開 午前11時17分

○議長（小西秀延君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

説明を続けます。高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 会計年度任用職員のところで、金額が既に超えているようなところがございます。いま一度精査いたしまして、会計ごとの表などが作成できましたら、12日に配付させていただきたいと思えます。

○議長（小西秀延君） ほかに質疑お持ちの方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第8号及び第9号並びに第10号の議案説明を終わります。

日程第9、議案第11号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

久保町民課長。

○町民課長（久保雅計君） 議11-1をお開きください。議案第11号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。改正文については朗読を省略

させていただきます。

議 11-3 を御覧ください。附則でございます。

第 1 項、この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

第 2 項、この条例による改正後の白老町国民健康保険税条例の規定は、令和 5 年度分の白老町国民健康保険税のうち令和 6 年 1 月以降の期間に係るもの及び令和 6 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 5 年度分の国民健康保険税のうち令和 5 年 12 月以前の期間に係るもの及び令和 4 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議 11-4 をお聞きください。議案説明でございます。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、地方税法施行令の一部が改正され、国民健康保険税について、産前産後に係る所得割額及び均等割額を減額する制度が創設されたため、本条例の一部を改正するものでございます。

改正内容ですが、減額の対象となる方は出産する予定または出産した被保険者でございます。次に、減額の内容についてでございますが、出産予定月の 1 か月前から出産予定月の翌々月までの 4 か月間が減額となります。具体的には、例えば令和 5 年 11 月に出産された方ですと、施行日が令和 6 年 1 月 1 日となるため出産月の翌々月にあたる令和 6 年 1 月分の 1 か月分のみが減額の対象となります。令和 6 年 2 月出産の方から出産前後の 4 か月分が全て対象となります。多胎妊娠の場合は、出産予定月 3 か月前から予定月の翌々月までの 6 か月間が減額となります。

なお、減額された国民健康保険税につきましては、国 2 分の 1、北海道 4 分の 1、白老町 4 分の 1 を負担し、一般会計から繰り出されることと定められております。

新旧対照表につきましては記載のとおりでございますので説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（小西秀延君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第 11 号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要がある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第 11 号の議案説明を終わります。

日程第 10、議案第 12 号 白老町債権管理条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

本間税務課長。

○税務課長（本間弘樹君） 議 12-1 をお聞きください。議案第 12 号 白老町債権管理条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

改正文は朗読を省略させていただき、下段の附則であります。

この条例は、公布の日から施行する。

次に、議 12-2 をお聞きください。議案説明です。個人情報の保護に関する法律が一部改正されたことに伴い、滞納者情報の利用及び提供については、法第 69 条第 2 項第 2 号の規定に基

づいて行うこととなるものであり、本条例第6条の規定は、改正後の法の規定と重複するものであることから、本条例の一部を改正するものであります。

改正規定につきましては、次の新旧対照表のとおりであります。

改正の内容につきましては、第6条を削除するものであります。

以上で議案第12号の説明を終わらせていただきます。

○議長（小西秀延君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第12号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要がある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第12号の議案説明を終わります。

日程第11、議案第13号 白老町港湾施設管理条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

工藤経済振興課長。

○経済振興課長（工藤智寿君） 議13-1をお開きください。議案第13号でございます。白老町港湾施設管理条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

白老町港湾施設管理条例の一部を改正するにあたり、議会の議決を求めるものであります。

議13-2をお開きください。附則でございます。

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議13-3をお開きください。議案説明でございます。

平成28年度に港湾区域内において、町長の許可を受けずに潜水行為をすることを禁止とする改正を行いましたが、さらなる船舶の安全航行と水産資源保護の強化を図るため、遊泳を禁止とするものであります。また、白老港に係る給水施設使用料について、物価高騰等の影響及びインボイス制度に対応するため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、港湾法第44条の規定により、使用料の変更については30日以上公表期間が必要なことから、令和6年4月1日より施行することとするものであります。

次のページをお開きください。新旧対照表により説明させていただきます。

第19号でございます。港湾施設内での禁止行為となっております。第1号から第4号までの禁止行為となっております。第3号に遊泳を加え禁止行為とするものであります。

次に、第16条関係、別表でございます。第16条では港湾施設の使用について、別表を設け使用料として納付しなければならないものとしておりますが、別表3、船舶給水施設使用料の水量1立方メートルにつき300円を内航船460円、外航船419円とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（小西秀延君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第13号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要がある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第 13 号の議案説明を終わります。

日程第 12、議案第 14 号 白老町学校給食費条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 議 14-1 を御覧ください。議案第 14 号 白老町学校給食費条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

議 14-2 を御覧ください。議案説明です。

子育て世帯の負担軽減に向けた積極的な支援策として、令和 6 年 1 月から 3 月まで学校給食費の無償化を実施するため、本条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表の中で、今回給食費の無償化を実施するための減免規定を設けるため、第 7 条を追加するものでございます。

議 14-1 にお戻りください。附則でございます。

この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（小西秀延君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第 14 号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第 14 号の議案説明を終わります。

日程第 13、議案第 15 号 しらおい経済センターの指定管理者の指定についての議案について説明をお願いいたします。

工藤経済振興課長。

○経済振興課長（工藤智寿君） 議 15-1 をお開きください。議案第 15 号でございます。しらおい経済センターの指定管理者の指定について説明いたします。

本件については、しらおい経済センターの指定管理期間が令和 6 年 3 月 31 日で終了となることから、令和 6 年 4 月 1 日以降の指定管理者の指定について提案するものであります。

1、管理を行わせる施設の名称及び所在地につきましては、名称、しらおい経済センター、所在地は白老郡白老町大町 2 丁目 3 番 4 号です。

2、指定管理者の名称及び所在地につきましては、名称・代表者、白老町商工会、会長熊谷威二、所在地は白老町大町 2 丁目 3 番 4 号、白老町商工会館内でございます。

3、指定の期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年間であります。

次のページをお開きください。議案説明でございます。

しらおい経済センターの指定管理者として、白老町商工会を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

本件、指定管理者の候補者の選定については、白老町公の施設の指定管理者制度に関する指針及び白老町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に定める基準により審査し

たところであるが、現指定管理者である白老町商工会が当該施設の管理を適正に行うことができる団体と認め、指定管理者の候補者として選定したものであります。

なお、当該団体を指定管理者の候補者としたことについては、同条例第4条第2項に規定する白老町指定管理者候補者選定委員会の了承を得ているものであります。

次のページに参考資料として、白老町商工会の概要を添付しておりますが、説明については省略させていただきます。

以上でございます。

○議長（小西秀延君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第15号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要がある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第15号の議案説明を終わります。

日程第14、議案第16号 白老ふるさと2000年ポロトの森の指定管理者の指定についての議案について説明をお願いいたします。

菊池農林水産課長。

○農林水産課長（菊池拓二君） 議16-1をお開きください。議案第16号 白老ふるさと2000年ポロトの森の指定管理者の指定について説明をいたします。

本件につきましては、白老ふるさと2000年ポロトの森の指定管理期間が令和6年3月31日をもって終了することから、令和6年4月1日以降における指定管理者の指定について提案するものであります。

1、管理を行わせる施設の名称及び所在地につきましては、名称、白老ふるさと2000ポロトの森、所在地、白老郡白老町字白老国有林297、298及び299林班でございます。

2、指定管理者の名称及び所在地につきましては、名称・代表者、一般社団法人白老観光協会、会長福田茂穂、所在地、白老郡白老町若草町1丁目1番21号でございます。

3、指定の期間につきましては、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間です。

次のページ、議16-2をお開きください。議案説明でございます。

白老ふるさと2000ポロトの森の指定管理者として、一般社団法人白老観光協会を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

本件、指定管理者の候補者の選定については、白老町公の施設の指定管理者制度に関する指針及び白老町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に定める基準により審査したところであり、現指定管理者である一般社団法人白老観光協会が当該施設の管理を適切に行うことができる団体と認め、指定管理者の候補者として選定したものであります。

なお、当該団体を指定管理者の候補者としたことについては、同条例第4条第2項に規定する白老町指定管理者候補者選定委員会の了承を得ているものであります。

次のページ、議16-3に参考資料として、一般社団法人白老観光協会の概要を添付しており

ますが、説明については省略させていただきます。

以上であります。

○議長（小西秀延君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第 16 号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要がある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第 16 号の議案説明を終わります。

日程第 15、議案第 17 号 北吉原ふれあいプラザの指定管理者の指定についての議案について説明をお願いいたします。

三上生活環境課長。

○生活環境課長（三上裕志君） 議 17-1 をお聞きください。議案第 17 号でございます。北吉原ふれあいプラザの指定管理者の指定について説明いたします。

本件につきましては、北吉原ふれあいプラザの指定管理期間が令和 6 年 3 月 31 日をもって終了することから、令和 6 年 4 月 1 日以降における指定管理者の指定について提案するものでございます。

1、管理を行わせる施設の名称及び所在地につきましては、名称、北吉原ふれあいプラザ、所在地、白老郡白老町字北吉原 200 番地 57 でございます。

2、指定管理者の名称及び所在地につきましては、名称・代表者、北吉原ふれあいプラザ管理運営委員会、委員長渡邊雅文、所在地、白老郡白老町字北吉原 200 番地 57 でございます。

3、指定の期間につきましては、令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年間であります。

次のページ、議 17-2 をお聞きください。議案説明でございます。

北吉原ふれあいプラザの指定管理者として、北吉原ふれあいプラザ管理運営委員会を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

本件、指定管理者の候補者の選定については、白老町公の施設の指定管理者制度に関する指針及び白老町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に定める基準により審査したところであり、現指定管理者である北吉原ふれあいプラザ管理運営委員会が当該施設の管理を適正に行うことができる団体と認め、指定管理者の候補者として選定したものであります。

なお、当該団体を指定管理者の候補者としたことについては、同条例第 4 条第 2 項に規定する白老町指定管理者候補者選定委員会の了承を得ているものであります。

次のページ、議 17-3 に参考資料として、北吉原ふれあいプラザ管理運営委員会の概要を添付しておりますが、説明については省略をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（小西秀延君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第 17 号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要がある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第17号の議案説明を終わります。

日程第16、議案第18号 白老町固定資産評価員の選任につき同意を求める件について。

この議案は人事案件であることから、議会運営基準の規定に基づき、審議する当日に配付される議案であります。

よって、本日の議案説明会においては議案説明できないものであります。審議当日の説明になりますのでご承知おき願います。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（小西秀延君） 以上をもって、定例会12月会議の議案説明は全て終了いたしました。

これもちまして、議案説明会を終了いたします。

（午前11時36分）